

平成26年度以降の記録問題への対応

－現時点の考え方の整理－

平成25年9月26日
日本年金機構記録問題対策部

I 基本的認識

年金記録問題への対応は、機構発足後平成22年度から平成25年度の4年間に集中的に取り組み、紙台帳とコンピュータ記録の突合、厚年基金記録との突合等もこの期間に進められ、26年3月末にはほぼ終了する予定であり、記録問題対応も一つの大きな節目を迎える。

しかし、年金記録問題への対応は、これですべて終了するものではなく、お客様から年金裁定請求時等に過去の御自身の年金記録を調査して欲しいとの申出は今後もあり、これらのお客様からの年金記録に関するお申出に対し、平成26年度以降も、迅速、適切に対応していくことが重要である。(参考資料1参照)

II 具体的対応

1 記録調査の方法

(1) 紙台帳検索システムの導入 (別紙1 紙台帳検索システムの概要 参照)

従来、記録確認のもととなる紙台帳(マイクロフィルムを含む。)は各年金事務所をはじめ様々な場所で保管されており、他の年金事務所等が保管している紙台帳を確認するためには、個別にその事務所等へ依頼して現物を確認する必要があり、確認に時間を要していた。

そこで、紙台帳とオンライン記録の突合せ事業を迅速に進めるため、平成22年10月に「紙台帳検索システム」を導入した(23年4月から全年金事務所で稼働開始)。このシステムは、現存するすべての紙台帳(のべ約9.5億枚)を漏れなく画像化し、全国のどの年金事務所の窓口装置(WM)からでも、閲覧や検索ができるようにしたものである。この「紙台帳検索システム」の導入により、従来のように、保管されている紙台帳の現物を一つ一つ保管事務所等に照会確認することなく、各事務所で窓口装置(WM)の画面上で紙台帳の画像を見て調査できるようになった。

なお、紙台帳検索システムによる確認をさらに迅速に行えるよう、平成27年春に機能の改善(次のページの画像を簡単に見ることができる機能の追加など)を行うこととしている。

※ 紙台帳の一部破損・汚損により手帳記号番号、氏名又は生年月日が判読不能になっている紙台帳についても、漏れなく画像化されて紙台帳検索システムに収録されているが、オンライン記録との紐付けが困難であるため、これらの紙台帳は、多くの場合、紙台帳とオンライン記録の突合せ事業の対象外となっている。

※ 戦災や天災により紙台帳を焼失・喪失した場合、失われた台帳をその当時に可能な限り再製し、再製された紙台帳は、漏れなく画像化されて紙台帳検索システムに収録されている（再製できなかったものは、紙台帳が失われ現存しないため、収録されていない。）。また、該当年金事務所等においては、その事実を把握している。

（２）紙台帳検索システムを活用した記録調査手順の統一（別紙２ 統一的調査手順 参照）

紙台帳検索システムは、紙台帳とオンライン記録の突合せ事業のために構築されたものであるが、年金事務所における通常の記録確認においても有効なツールである。

このため、このシステムを活用してお客様からの申出に基づき適切に調査ができるよう、平成２５年１月に、統一的調査手順の構築が図られたところであり、これを着実に実施する。

[備考]紙コン事業に係る２６年４月以降の作業

紙コン事業については、「記録問題工程表」上「該当者へのお知らせを処理困難ケース（共済照会等）を除き２５年度中を目途にお送りするよう目指す」とされている。（参考資料３参照）

従って２６年４月以降も以下の作業を行うこととなるが、極力迅速に対応することとする。（２６年９月末終了目標）

- ・ 該当者お知らせ後の、御本人からの照会電話への対応、御本人からの回答（これはいつ御回答頂けるかは不確定）の確認、回答の勧奨（回答がない場合）、回答に基づく訂正通知の送付（記録判明の場合）、回答に基づく記録訂正の実施。
- ・ 処理困難ケースについての該当者へのお知らせの送付。

（注）これらの作業は、各事務センターで行い、作業進捗状況に応じ、順次体制を縮小。

2 御本人への記録への働きかけ

現在の「気になる年金記録、再確認キャンペーン」は、25年度に終了するが、26年度以降も引き続き以下の対応等により御本人への呼びかけを行うことを検討する。（参考資料2、参考資料4参照）

- ① 定期便において、継続的に「加入期間や標準報酬月額に誤りがあると思われる方は年金事務所へ御相談してほしい」旨の働きかけを行う。
- ② 未判明記録は、今後裁定請求する者のものも多く含まれると考えられるため、裁定請求前のターンアラウンド通知において「加入期間や標準報酬月額に誤りがあると思われる方は年金事務所へ御相談してほしい」旨の働きかけを行う。
- ③ 年金記録の確認や未だ持ち主が明らかでない記録の検索ができる「ねんきんネット」を充実し、より多くの方に利用してもらい、随時御自身の記録の確認をしていただく。また、「ねんきんネット」の更なる利用者の拡大や記録確認の推進を図るため年金局においてラジオなどの媒体を活用した周知などを行う。
- ④ ねんきん月間（毎年11月）等において、年金局と連携し、公的年金の意義、役割について理解を深めるとともに、御自身の記録確認を働きかける。
- ⑤ 未判明記録は加入期間が短いものが多いと考えられるため、27年10月に予定されている受給資格期間の短縮（25年→10年）に際し行う一般的又は個別的広報の中で、年金局と連携し、御自身の記録確認を働きかける。

3 機構における体制

（1）年金事務所

年金事務所については、機構発足時には、大量のお客様対応を行うため「年金記録課」が設けられたが、記録問題自体が落ち着いてきていることもあり、年金記録課で行っていた業務については、26年9月末に原則、お客様相談室に引き継ぐこととし、年金記録の確認及び照会に関する相談、受付及び回答処理はお客様相談室が一括して行う方向で検討する。

なお、第三者委員会への記録確認申立てに関する業務は、窓口での相談等に時間がかかること、また、事業所調査等につながっていくことも多いことから、受付の段階から厚年適用調査課又は国民年金課（とりまとめは厚年適用調査課）において行う。

また、紙コン等の終了に伴い、これに従事していた職員を年金事務所の年金相談はじめ、国年、厚年、その他の基幹業務に配置し、体制強化を図る。

[備考]お客様への御案内

お客様への御案内のため、総合案内板等で「年金記録に関する御相談は、お客様相談室で承ります（第三者委員会への申立ては、厚生年金関係は厚生年金適用調査課で、国民年金関係は国民年金課で承ります）」という旨の表示を行うとともに、総合受付でもこの旨適切な御案内を行う。

(2) 本部の体制

機構本部については、現在「記録問題対策部」が、記録問題全体の統括、未統合記録の状況管理、地方の紙コン作業指導及び紙台帳検索システムによる未統合記録持ち主検索作業の実施の役割を担っているが、26年9月には紙コン作業等が概了する見込みとなっていることから、26年9月末に記録問題対策部は廃止することとし、その後の記録問題全体の統括と未統合記録の状況管理は、「事業企画部」（記録問題対策グループを設置）において、引き続き対応する方向で検討する。

[備考1]記録問題対応の目標設定

「記録問題工程表」は25年度に終了するが、日本年金機構の次期中期計画においても、「お客様からの年金記録にかかる申出に迅速、適切に対応する」旨記載する方向で検討する。

また、記録調査の進捗管理については、受付進捗管理システムを活用し状況把握を行うとともに、地方拠点に対し現行工程表と同様「3月末までに受け付けた申出は、処理困難ケース（共済照会案件等）を除き9月末目途に作業を行う（処理困難ケースについては、12月末目途に作業を行う）」旨指示する方向で検討する。

[備考2]記録問題の情報提供

現在行っている定期（月次又は3ヶ月毎）の未統合記録の状況等の公表（HP掲載、事務所掲示等）は、26年3月末時点のデータ掲載で終了とするが、これらの情報については年次で「社会保障審議会日本年金機構評価部会」に報告するとともに、アニュアルレポート等でも掲載し、HP等でも広く情報提供を行う方向で検討する。

参考 再発防止への取組み

1 御本人による確認

(1) ねんきん定期便（25年7月記録特別委報告）

ねんきん定期便については、諸外国の例にならい、平成21年度から、恒常的に加入者に対し、保険料納付の実績（加入期間、保険料納付額）や将来の給付に関する情報を定期的に提供してきている。これにより、加入期間や保険料納付状況に御本人として誤りがあると気がつかれば、年金事務所等へ御相談いただく。

（注）更に、現在のねんきん定期便では、共済組合等に加入していた期間については未加入期間として表示されているが、被用者年金一元化後は、現に国民年金または厚生年金保険に加入し、共済加入期間を有する者については、共済組合等から加入期間等の情報提供を受けて共済期間を表示し、日本年金機構よりねんきん定期便を送付することが予定されている。

(2) ねんきんネット（25年4月記録特別委報告）

個人の自宅や年金事務所、市区町村窓口の「ねんきんネット」を通じて、

- ・ 年金記録の確認や検索機能の更なる充実
- ・ 正確な届書の作成を支援する機能の提供
- ・ メール等による積極的・効率的な情報提供 等

を行うことにより、年金記録問題の再発防止だけでなく、利用者サービスや年金制度に対する理解の向上等を図るために事業を推進していく。

2 基礎年金番号の整備と重複付番対策（24年3月記録回復委報告）

基礎年金番号付番時に重複した付番を防止する対策と、現に重複付番されている者の解消を図る対策が必要となり、以下のような対策を引き続き講じる。

① 基礎年金番号付番時に重複した付番を防止する対策

基礎年金番号導入時から資格取得届に基礎年金番号の記載がなく、かつ、氏名、生年月日及び性別が一致する基礎年金番号が存在する場合、被保険者に「基礎年金番号確認のお願い」を送付して、基礎年金番号の確認を行ってきた。

平成 24 年 10 月から本人確認強化の実施に伴い、事業主に対し資格取得届への基礎年金番号の記載を励行している。
さらに平成 25 年 4 月から、資格取得届に基礎年金番号の記載がなく、かつ、氏名、生年月日及び性別が一致する基礎年金番号が存在する場合に仮基礎年金番号を付番し、被保険者等に対し加入制度と加入期間を示した「基礎年金番号確認のお願い」を送付して基礎年金番号の確認を行い、基礎年金番号への統合を図っている。

② 重複付番されている者の解消を図る対策

現に重複付番されている者については、まず、氏名、生年月日、性別及び住所の 4 項目が一致する基礎年金番号が存在する場合、重複付番者一覧表により本人確認を行い基礎年金番号の統合を行ってきた。

平成 25 年 2 月から、氏名、生年月日、性別及び配偶者の 4 項目が一致する基礎年金番号が存在する場合など把握できる範囲を拡大して重複付番の解消を図っている。

また、氏名、生年月日及び性別の 3 項目が一致する基礎年金番号が存在する場合について、平成 24 年度においては受給者を中心に、平成 25 年度においては被保険者を中心に本人確認を行い重複付番の解消を行っている。

(注) 資格取得届の提出時に氏名、生年月日、性別による名寄せ作業ではなく住民登録に基づく「個人番号」での突合を行うことで、本人の年金記録を特定し、基礎年金番号の重複付番の防止を確実に行う。

3 届出電子化（25 年 6 月記録特別委報告）

利用者側（事業主や市町村）で電子化された情報を作成し、日本年金機構側でその情報をそのまま利用する（ミスの可能性のある入力作業を行わない）ことにより、適正でかつ効率的な事務処理を進める。

具体的には、以下の取組みを進める。

① 利用者側への届書の電子化の促進策

- ・ 事業主等への利用勧奨のお知らせ（平成 24 年度から実施）
- ・ 電子申請の添付書類の画像ファイル化と添付容量の拡大（平成 24 年度実施）
- ・ 市町村が報告する国民年金関係届の電子媒体化の実施（平成 25 年度実施）
- ・ 電子媒体申請（事業主用）の対象届書の拡大（平成 25 年度実施）
- ・ 電子申請のデータ容量拡大とファイル形式の追加（平成 26 年度実施予定）
- ・ 電子申請の対象届書の拡大（平成 26 年度実施予定）

② 日本年金機構側の業務プロセスの改善策

- ・ 電子媒体届書のシステムチェック機能の強化（平成 25 年度実施）
- ・ 電子申請データの自動引継ぎ機能の改善（平成 26 年度実施予定）
- ・ 電子申請の事務処理工程の簡素化（平成 26 年度実施予定）

（注）お客様が紙届書を作成する場合においても、ICTを活用して正確な届書を簡単に作成していただくことが重要である。このため、「ねんきんネット」や日本年金機構ホームページ上に「届書作成支援プログラム」を構築することとされているが、このプログラムの構築に伴い、入力時のチェックや添付書類の案内をするなど利用者側の支援はもとより、入力内容をQRコード化して届書に印字することにより、「ねんきんネット」については平成 25 年度中、機構ホームページについては平成 26 年度を目途に日本年金機構側の事務処理の適正化・効率化を図る。

4 厚生年金基金への情報提供（25 年 7 月記録特別委報告）

厚生年金基金記録との突合せの状況を踏まえ、厚生年金基金の記録と国の記録の不一致を防止するため、国の保有する基金加入員の記録に係る情報（具体的には、日本年金機構に事業主から提出された届書等に基づく記録の変更分の情報）を、定期的に基金に提供する仕組みを構築することとした。平成 26 年度に事業を開始する方向で準備を進める。

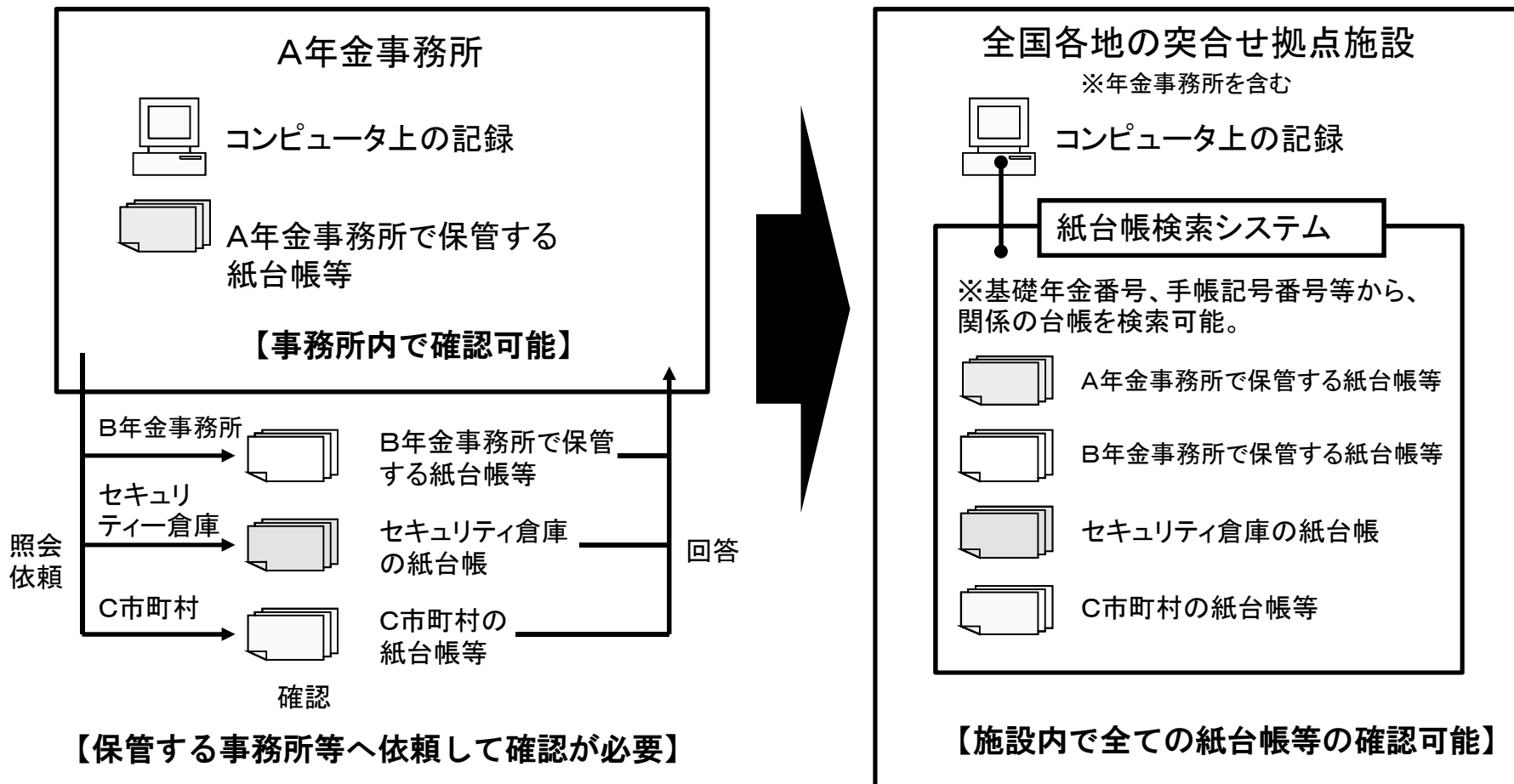
紙台帳検索システムについて

紙台帳検索システム稼働前

- ・紙台帳等は各年金事務所等で保管
- ・他の事務所等が保管している紙台帳等を確認するためには、他の事務所等へ依頼し確認する作業が必要

現在（平成22年10月～）

- ・紙台帳検索システムにより、端末（WM）から全ての紙台帳の検索・閲覧が可能に



年金請求時等における記録の確認手順（平成 25 年 1 月実施）

基礎年金番号ファイルに収録された年金記録の確認

(基礎 020 処理区分 005 (統合年金記録)) (必要に応じて基礎 020 処理区分 001 (国年)、002 (厚年)、003 (船保)、共通 096-1)

A

本人に確認

本人からもれ・誤りの申出あり※年金請求書に職歴等の記載がなければ「加入期間照会申出書」を提出いただく（F の後でも可）

※B～F までは原則としてお客様来訪時に対応する。

※なお、窓口の混雑等で、お客様来訪時での対応が困難な場合は、バックヤード又は事務センターで確認し後日郵送等で対応も可とする。この場合、調査を必要とするため、後日郵送等で回答する旨を丁寧に説明する。

B

氏名（旧姓含む）検索 (WM) (基礎 010 カナ、共通 090 カナ、共通 090-1、必要に応じて基礎 010 漢字で検索、他の読み方等での検索)

C

事業所名による検索 (WM) (健厚 020-1-11 加入者一覧、健厚 020-1-10 事業所一覧 (カナ・漢字で検索))

D

ねんきん特別便情報照会 (基礎 050) (WM)※名寄せパターン及び期間重複パターンを参考に本人記録かどうかを確認する。

E

記録訂正事跡の確認 (基礎 020) (WM)

※基本画面に、「・(ピリオド) マーク」がある場合は、記録訂正事跡確認システム (一般 PC) により、申出の内容が第三者委員会で既に審査済みであるかどうか等を確認。

F

紙台帳便「発送済み」表示の確認 (基礎 020) (WM)

※基本画面のお知らせ発送済み表示「:(コロン) マーク」の有無を確認。マーク有りの場合は、紙台帳検索システムにより、お客様の回答状況を確認し、未回答の場合は回答を勧奨する。

※ F' ～X まではお客様来訪時に対応することは要せず、後日、バックヤード又は事務センターで対応可とする。

F'

紙台帳検索システムの確認 (紙台帳検索システム搭載の WM)

G

被保険者原票照会 (健厚 080、国年 080) (WM)

H

事業所名簿検索システム (一般 PC)

I

国年払出簿検索システム (一般 PC)

J

市町村から提供のあった国年名簿 (一般 PC)

K

疑重複調査中者情報照会処理票 (基礎 030) (WM)

L

共済組合員記録照会票 (基礎 040) (WM)

L

その他必要に応じて行う確認

※上記のほか、必要に応じて、該当する名簿の保管している年金事務所 (事務センター) 又は機構本部記録管理部に対し照会を行う。

X

空白期間に該当すると思われる記録が出てきた場合の確認

一定の情報 (年金制度への加入期間の年月、加入年金制度の種別、国民年金の場合は居住市区町村名、厚生年金保険の場合の事業所の所在地、業種・事業形態及び名称等) を提供し、相談者のものか確認

Y

年金請求書審査時の年金記録の確認事項及び確認方法

年金請求書の内容審査時に、年金事務所における記録の確認状況を点検する。確認漏れがあった項目については、年金事務所又は事務センターにおいて確認する。

Z

お客様への回答

- ・回答については、19.4.6 付け事務連絡「年金記録相談の特別強化体制について (その 5)」、21.4.2 付け事務連絡「厚生年金保険等の標準報酬月額に関する照会に係る事務の取扱いについて」に基づいて回答する。
 - ・窓口対応において、特に、65 歳到達時に老齢基礎年金の受給要件を満たすことができない者に対しては、年金相談マニュアル (来訪編) 第 2 章・第 6 節 4 に基づいて、受給要件を満たすために必要な月数を確認のうえ、必ず、国民年金の任意加入、厚生年金保険の高齢任意加入、国民年金の後納制度等について説明を実施する。
 - ・郵送での回答については、様式 1～4 により回答する。
- また、65 歳到達時に老齢基礎年金の受給要件を満たすことができない者の場合は、回答書に別紙 2 (チラシ)「次のような期間はございませんか? ご確認をお願いします。」を同封すること。

参考資料

参考資料 1 未統合記録の統合状況の推移

参考資料 2 未解明記録の状況の推定

参考資料 3 紙コン事業の取組状況

参考資料 4 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の状況

参考資料1 未統合記録の統合状況の推移

- 統合件数は、各種便を送付した19年末以降大きく伸びたが、近時は限界的になってきている。
- 資格照会申出件数や第三者委員会申立件数は20年度～22年度は膨大な数になっていたが、近時は落ち着いてきている。一方で、今後とも年金裁定請求時の資格照会はコンスタントに続くものと考えられる。

(単位:万件)

対象年月	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
統合記録件数 (年度末時点の累計件数)	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721 (25年6月時点)
月平均	27	49	33	13	6	6	6
未解明記録件数 (年度末時点の件数)	2,025	1162	995	976	964	958	935 (25年6月時点)
対 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ねんきん特別便送付開始(19年12月) ・グレー便送付開始(20年5月) ・黄色便送付開始(20年6月) ・ねんきん定期便送付開始(21年4月) ・受給者便送付開始(21年12月) ・紙台帳とコンピュータ記録の突合せ開始(22年10月) ・ねんきんネット開始(23年2月) ・気になる年金記録、再確認キャンペーン開始(25年2月) 						

(参考)資格照会申出件数、第三者委員会申立件数及び再裁定受付件数

(単位:万件)

対象年月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年4～9月	24年10月～25年3月	25年4～6月
資格照会等申出件数 (月平均)	563.8 (47.0)	239.1 (19.9)	125.5 (10.5)	31.3 (2.6)	11.3 (1.9)	10.1 (1.7)	6.6 (2.2)
定期便・黄色便・受給者便受付件数 (月平均)		109.3 (9.1)	100.0 (8.3)	14.6 (1.2)	3.9 (0.7)	2.1 (0.4)	1.0 (0.3)
第三者委員会申立件数 (月平均)	5.0 (0.4)	6.0 (0.5)	6.0 (0.5)	2.8 (0.2)	1.0 (0.2)	0.8 (0.1)	0.4 (0.1)
再裁定受付件数 (月平均)	137.4 (11.5)	101.6 (8.5)	55.8 (4.7)	44.4 (3.7)	36.2 (6.0)	43.0 (7.2)	20.7 (6.9)

※1 資格照会等申出件数の22年度以降は、裁定時に申出のあったものを含む。

※2 定期便、黄色便、受給者便は21年度から集計を開始。

※3 再裁定件数は各年度における再裁定全体の件数であり、記録問題にかかる再裁定の件数のみではない。

(参考) 未解明記録5,095万件の状況の推移 (各年度末時点(平成25年度のみ平成25年6月時点))

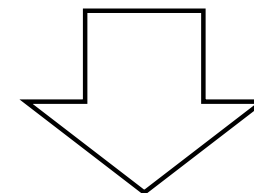
対象年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
① 基礎年金番号に統合済みの記録	417	1,010	1,403	1,563	1,631	1,704	1,721
② 死亡者等の記録	989	1,210	1,215	1,209	1,204	1,205	1,241
③ 現在調査中の記録	—	—	—	—	—	4	4
④ 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	1,172	1,307	1,118	1,001	958	899	874
⑤ 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録	2,025	1,162	995	976	964	958	935
⑥ ③～⑤の記録と同一人と思われる記録	492	406	364	347	339	325	321
合計	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095	5,095

※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

参考資料2 未解明記録5, 095万件の状況(25年6月時点データ)

I 〈解明された記録〉 2, 961万件	1 基礎年金番号に統合済みの記録	1, 721万件(1, 346万人)
	2 死亡者に関する記録及び年金受給に結びつかない記録	1, 240万件(967万人)
	ア. 死亡者に関する記録	684万件
	①死亡の届出がされている記録	195万件
	②死亡一時金を受給している記録	62万件
	③国内最高齢者(男女別)以上の生年月日の記録	114万件
	④住基ネットで死亡と確認された記録	70万件
	⑤上記の記録と氏名・生年月日・性別の3項目が一致する記録	242万件
	イ. 年金受給に結びつかない記録	557万件
	①脱退手当金、脱退一時金及び特別一時金を受給した記録	206万件
②共済組合へ移管済みの記録	25万件	
③名寄せ特別便の期間重複チェックの結果、基礎年金番号に収録されている記録と完全重複している記録	136万件	
④厚生年金又は船員保険の加入月数が0月である記録及び国民年金の保険料納付月数が0月である記録	189万件	
II 〈解明作業中 又はなお解明 を要する記 録〉 2, 134万件	3 現在調査中の記録(ご本人からの回答に基づき記録を調査中)	4万件(3万人)
	4 名寄せ特別便等の対象となったが、未回答等のため持ち主が判明していない記録	874万件(682万人)
	①ご本人から未回答のもの	324万件
	②「自分のものではない」と回答のあったもの	198万件
	③未着のもの	54万件
	④「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの	25万件
	⑤基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり特別便の対象からはずれたもの	124万件
	⑥黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの	65万件
	⑦「ご本人に返戻中のもの」、「黄色便の送付対象となったが記録の一部が不完全であるため送付対象とならなかったもの」、「住基ネット住所が不備であったため送付対象とならなかったもの」	85万件
	5 持ち主の手がかりが未だ得られていない記録	935万件(729万人)
～想定される例～ ・死亡していると考えられるもの ・国外に転居していると考えられるもの ・届出誤り(誤った氏名・生年月日)により収録されたもの ・事情により別の氏名や別の生年月日で届出したもの		
6 3～5の記録と同一人と思われる記録	321万件(250万人)	

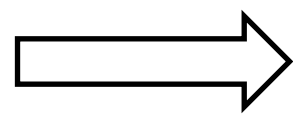
4～6までの
未解明記録
2, 130万件の
状況を委員長
指示に基づき
機械的に推計



未解明記録2, 130万件(1, 661万人)の状況(機械的推計)

1 死亡した者等の記録と考えられるもの 546万件(426万人)

- ・ 死亡した者の記録 534万件(417万人)
- ・ 国外転居者の記録 5万件(4万人)
- ・ 帰国した外国人の記録 7万件(5万人)



死亡者等の記録と考えられ、今後申し出の可能性が低く、年金額に結びつかないと考えられるもの。

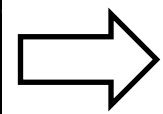
2 上記以外の記録 1, 584万件(1, 236万人)

○ 1, 584万件の記録について、①年齢、②加入期間からみたそれぞれの角度からの推計を行った。

① 現時点の年齢分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

	40歳未満	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳代	100歳以上
件数 (人数)	75 (59)	204 (159)	287 (224)	469 (366)	395 (308)	134 (105)	20 (16)	0 (0)
割合	4.7%	12.9%	18.1%	29.6%	25.0%	8.4%	1.3%	0.0%

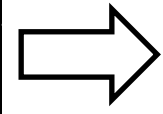


現在年齢は50歳代までが4割弱、60歳代までが7割弱と推定され、今後、年金裁定時の申し出により記録が統合される可能性がある。

② 加入期間の分布推計

(単位: 万件、括弧内は人数(万人))

	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	期間不明
件数 (人数)	849 (662)	558 (435)	116 (90)	48 (37)	3 (2)	11 (9)
割合	53.6%	35.2%	7.3%	3.0%	0.2%	0.7%

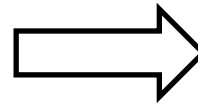


5割以上は、加入期間が1年未満の短い記録と推定され、年金に結びつかないか又は年金額への影響が小さいものと考えられる。なお、受給資格期間短縮で申し出が今後増える可能性がある。
 (例えば、国民年金で加入期間が6か月の場合、増加する年金月額 は、65,000円×(0.5年÷40年)＝812円)
 (注) 加入期間が長いものは、老齢年金受給の年齢になる以前に死亡しかつ遺族年金を受け取る者がいなかったようなケースや遺族年金を受給し自身の加入期間に基づく老齢年金を請求していないケース等も考えられる。

(参考) 記録の状態 (=未統合の原因) からみた推計

(単位：万件、括弧内は人数(万人))

	複数手帳保有	旧姓名	氏名相違	生年月日相違
件数 (人数)	572 (446)	491 (383)	325 (254)	147 (115)
割合	36.1%	31.0%	20.5%	9.3%



複数手帳保有、旧姓名、氏名相違及び生年月日相違が9割以上を占めると推定され、ご本人からの訂正の申し出により記録統合の可能性がある。

※ この推計は、「年金額回復の具体的事例(1,000事例)」の統合時における記録の状態の分布を、2の1,584万件に乗じて推計したものであって未統合記録のそのものの状態を表しているものではない。

(※1) 死亡者の推計方法

最終記録喪失日までは、生存していることが確実と考え、国勢調査（平成 22 年まで）から 5 年ごとの 5 歳刻みの人口（男女別）及び最終記録喪失日と生年（5 年刻み）（男女別）を用い、国勢調査の 5 年ごとの 5 歳刻みの人口（男女別）と生まれた年（男女別）から現時点での生存率・死亡率を算出し、年代ごとの死亡者数（男女別）に関する件数の推計を行った。

（男女別）死亡者に係る件数=Σ（最終記録喪失年別の生存数）×（最終記録喪失日における年齢での現時点の年齢での死亡率）

また、戦時中、戦後直後の混乱期に最終記録となっている者は、平均すると 100 歳を超えているうえ、全体に占める割合も低く、1950 年以前が最終記録となっている者は全員亡くなっていると仮定した。

なお、全日本人のデータを使用しているが、未解明記録は本人が申し出ていない分、全日本人データよりは死亡者が多いと思われ、その点では過少推計とみれる。

(※2) 国外転居者の推計方法

海外への転居等によって、現在日本国内に住んでいないと考えられるものについてだが、未解明記録のうち、上記推計により生存していると思われると推計されるものに単純に日本の総人口（平成 23 年（2011）人口動態統計（確定数）の概況、平成 23 年 10 月 1 日時点）に対する、海外に居住しており永住権を認められている者（海外在留邦人数調査統計（平成 24 年速報版）、平成 23 年 10 月 1 日時点、なお、海外に居住している者としては、生活の本拠をわが国から海外へ移した人々（永住者）の数）の割合（40 万人／12,618 万人=0.31%）を乗じると（2,130-534）×0.31%=約 5 万件となる。

(※3) 海外へ帰国した外国人の推計方法

日本で働いたことがある外国人が帰国した数については、未解明記録に未解明記録の中の厚生年金記録数（国民年金は、昭和 57 年まで日本国民に加入が限られていたので、厚生年金記録数のみ対象）の割合と外国人労働人口比率（法務省入国管理局データに基づき労働省推計）を乗じて推計を行った。

厚生年金記録数

未解明記録数 × $\frac{\text{未解明記録数}}{\text{厚生年金記録数}}$ × 外国人労働人口比率

未解明記録数

=2,130 万件 × 1,812 / 2,129 × 0.4% = 約 7 万件となる。

なお、未解明記録は、平成 8 年の基礎年金番号導入以前のもので、脱退一時金の導入は平成 6 年度のため全数をベースとした。（本来、脱退一時金の導入前の平成 5 年度以前の資格喪失記録を抽出すべきだが喪失時期のデータ処理はできない。）

また、外国人労働人口比率については、20 歳以上 65 歳未満の日本の人口に占める外国人労働者の割合としたが、当該データは平成 2 年からしかないので、平成 6 年時点での比率（0.8%）の半分と仮定した。

外国人労働人口 1

外国人労働人口比率 = $\frac{\text{外国人労働人口}}{\text{20 歳以上 65 歳未満の日本の人口}}$ × $\frac{1}{2}$

20 歳以上 65 歳未満の日本の人口 2

=62 万人 / 7,817 万人 × 1 / 2 = 0.4% となる

(※4) 加入期間から見た場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の加入期間別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の加入期間別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※5) 現時点での年齢からみた場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※6) 記録の状態＝未統合の原因からみた場合の推計方法

平成 22 年 4 月 2 日から平成 24 年 3 月 23 日までに公表した「年金額回復の具体的事例（1,000 事例）」の統合時における記録の状態の分析結果の比率（平成 25 年 7 月 24 日第 5 回年金記録問題に関する特別委員会公表）を、「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録、「死亡者（推計）」、「国外転居者（推計）」及び「帰国外国人（推計）」の件数を除いた 1,584 万件に乗じて算出した。現時点での年齢からみた場合の推計方法

平成 25 年 6 月現在の「解明作業中又はなお解明を要する記録」（③～⑥2,134 万件）から③現在調査中の記録を除いた記録の年齢階層別件数から、(※1)にて推計した平成 22 年国勢調査時点での死亡者の年齢階層別件数を除いた後、当該件数を一定の割合で国外転居者、帰国した外国人の記録を除いて算出した。

(※7) 人数換算の推計方法

基礎年金番号は一人につき付番されることから、基礎年金番号数を人数にし、平成 25 年 6 月現在の「①基礎年金番号に統合済みの記録（1,721 万件）」の統合先の基礎年金番号から人数を算出（1,346 万人）し、統合済みの記録 1 件当たりの人数を算出した。（1,346 万人 / 1,721 万件 = 0.78 人）

各分類の記録件数に算出した人数（0.78 人）を乗じて、各分類の人数を算出した。（記録件数 × 0.78 = 人数）

参考資料 3 紙コン事業の取組状況

1. 工程表の目標

- 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ作業（以下「突合せ作業」という。）については、年齢の高い方（受給者）から順次行っている。被保険者については、平成 24 年 7 月に厚生労働省から、被保険者についても全件突合せを実施する方針が示され、必要な経費が平成 25 年度予算に盛り込まれた。これにより、受託事業者における突合せ作業は平成 25 年度まで引き続き行うこととなった。
- お知らせ通知の発出には、受託事業者の突合せ作業終了後、職員による確認作業が必要であることを踏まえ、25 年度の「記録問題工程表」においては、「被保険者を含め突合せ作業を 25 年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。」こととし、これに沿って取組を進めることとした。
- さらに、紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業についても、同様の目標を定め、取組を進めることとした。

（参考）年金記録問題への対応の実施計画（工程表）（平成 25 年 2 月 22 日最終改定）（抄）

2 紙台帳等とコンピュータ記録との突合せ等

（1）突合せ作業の実施

- 紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについては、被保険者を含め突合せ作業を 25 年度中を目途に終了し、該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。

（2）紙台帳検索システムを用いた未統合記録の持ち主検索作業の実施

- 未統合記録の解明を促進するために行った「解明作業中又はなお解明を要する記録」の持ち主検索作業について、その作業により判明した者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。

（注）処理困難ケースとは、国民年金市区町村照会（ＣＳＶ関連を含む）、共済関係等の本部照会、他県年金事務所照会を伴うものをいう。

2. 取組状況

(1) 突合せ作業

- 業者工程については、ほとんどの拠点で平成 25 年 9 月末までに業務を終了し、閉鎖する予定。10 月以降も突合せ作業を実施する 2 拠点（岡山、鹿児島）についても、平成 25 年 11 月末までに作業を完了する予定。
- 職員工程については、「該当者へのお知らせを処理困難ケースを除き 25 年度中を目途にお送りするよう目指す。」との工程表の目標の達成に向けて取組を進めている。今後、複雑な事案の処理が増えて処理速度が低下することも考えられるため、目標達成に向けて、引き続き進捗状況の管理を的確に行い、処理の促進を図る必要がある。

なお、共済関係や遺族年金関係等の「処理困難ケース」は、本部や外部機関への照会が必要であり、処理に時間を要するため、一部については該当者へのお知らせの送付が 26 年度になることがある。

区分		実績					計画						
		25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
業者工程	処理	4,318,357	5,451,519	4,704,575	3,306,291	1,758,265	389,227	273,977	372,647	-	-	-	-
	残	16,256,501	10,804,982	6,100,407	2,794,116	1,035,851				-	-	-	-
職員工程	処理	170,510	264,601	265,274	344,940	308,977	323,728	470,061	377,512	327,616	203,852	199,261	165,286
	残(推計)	3,251,108	2,986,507	2,721,233	2,376,293	2,067,316							

注) 職員工程の直近の月間処理量に基づく所要月数を、単純に[残(推計) ÷ 8月の月間処理量]と計算すると、6.7 か月。

(2) 持ち主検索作業

- 業者工程は、平成 25 年 3 月末に作業を完了した。現在、職員による審査確認を行っており、平成 26 年 3 月末までに、記録の持ち主が判明した者へのお知らせ通知の送付作業を完了する見込み。

区分		実績					計画						
		25年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	26年1月	2月	3月
持ち主 検索	処理	30,446	37,492	21,602	41,884	66,622	27,716	27,530	32,132	30,236	24,187	16,089	0
	残	325,490	287,998	266,396	224,512	157,890							

注) 直近の月間処理量に基づく所要月数を、単純に[残 ÷ 8月の月間処理量]と計算すると、2.4 か月。

(備考) 工程表の目標を達成するための突合せ作業に関する対策

- 工程表の目標を達成するため、各ブロック本部において処理計画を作成し、計画達成に向けて事務センター内の配置転換等（平成 25 年度は、男性の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げにより、1 年間だけ事務量軽減）による担当職員の増員や年金事務所による業務の支援などに取り組んでいる。
- 平成 25 年 8 月には、工程表における作業期限まで残り 8 か月となり、体制の再構築を行う場合には最後の機会となることから、改めて、各ブロック本部長等に対し、本事業を最優先業務と位置づけ、ブロック本部、事務センター、年金事務所が一丸となって体制の構築を図るよう指示するとともに、新たに、各ブロックにおける事業の進捗状況及び各ブロックの処理能力を考慮し、進捗状況の良いブロックが進捗状況の悪いブロックの処理案件の一部を代わりに行うこととした。
- なお、機構における時間外労働・休日労働に関する労使協定（36 協定）において、年間の時間外労働の限度時間（360 時間）について、年金記録問題等に対応するための特別条項を設けて限度時間の延長（※）を可能とし、計画達成に向けて集中的に業務処理を進めている。
 - ※ 機構発足（平成 22 年 1 月）～ . . . 年 450 時間
 - 平成 23 年 1 月～ . . . 年 500 時間
 - 平成 25 年 1 月～ . . . 年 550 時間

参考資料4 「気になる年金記録、再確認キャンペーン」の状況

○関係団体及び自治体におけるポスターの掲示やパンフレットの配布についての協力状況は次のとおり。

<ポスター・パンフレットの配布状況（平成25年7月末時点）>

	関係団体		自治体	
ポスター	24 団体	53 千枚	1,783 団体	21 千枚
パンフレット	27 団体	1,823 千枚	1,785 団体	1,484 千枚

○キャンペーン開始前は約743千件（25年1月）であったが、2月以降の月平均は約975千件となっている。

<「ねんきんネット」ページアクセス件数>

25年2月 ～3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
1,939,321 件	866,000 件	1,086,502 件	1,145,824 件	812,171 件	3,910,497 件

○お知らせ便を2月から送付しており、年金事務所等へのハガキ持参者数は月平均約1.8万件（4月以降）となっている。

<ハガキ持参者数（年金事務所及び年金相談センターの合計）>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
8,163 件	16,312 件	17,325 件	23,526 件	17,554 件	12,376 件	70,781 件

○パンフレットに記入した上で来所される例は月数百件で推移、一方ねんきんネットによる未統合記録の検索は月平均約1.7万件（4月以降）となっている。

<パンフレット提出者数（年金事務所及び年金相談センターの合計）>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
257 件	510 件	544 件	507 件	234 件	113 件	1,398 件

<ねんきんネットによる未統合記録の検索数>

25年2月	3月	4月	5月	6月	7月	4月からの累計
37,281 件	20,684 件	17,532 件	17,563 件	18,998 件	14,650 件	68,743 件

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」期間における年金記録回復の具体的事例

本年 8 月に、市町村や福祉事務所を經由して記録確認・記録統合が行われた事例などを中心に、各年金事務所に主な事例の報告を依頼した。その結果、94 例の報告があった。以下の事例については先般（6 月）に公表した 3 つの事例とともに、広く紹介したいと考えている。

事例 1 福祉事務所等を經由した記録照会により記録統合したケース

関東地方在住、65 歳女性、現在生活保護を受給中の方。これまでご自身の年金について年金事務所などで相談したことはなく、年金を受給できるとは思っていなかったが、65 歳に達した際にケースワーカーから、過去に会社勤めの期間があるのであれば年金記録の確認をするよう勧められ、福祉事務所を經由して年金事務所に期間照会申出書を提出し調査したところ、昭和 41 年～昭和 51 年の厚生年金の加入記録 115 月が旧姓で記録されていたことがわかり、国民年金の期間と合わせると 336 月となり受給権が発生、新たに年額 604,700 円の年金をお受け取りいただけることとなった。

福祉事務所としては、今回の件も踏まえ今後も加入期間が数か月と思われる方に対しても、年金記録の再確認を進めていきたいとしている。

事例 2 市町村に配置した「ねんきんネット」で記録の「もれ」に気づき、年金事務所への記録照会により記録統合したケース

九州・沖縄地方の離島在住、64 歳男性。市町村役場の年金担当課にご自身の厚生年金の請求について相談に訪れた際に、役場に設置している「ねんきんネット」の端末で加入記録を確認したところ、昭和 46 年 7 月～平成 2 年 8 月までの厚生年金の加入期間がもれていることに気付いたことから、市町村役場を經由して年金事務所に期間照会申出書を提出した。

年金事務所で調査したところ、5 事業所（43 月）の加入期間について、ふり仮名が誤った状態で記録されていたことがわかり、既に記録されている厚生年金の加入期間（67 月）と合わせて、特別支給の老齢厚生年金 117,800 円が支給されることとなった。

事例 3 ねんきんネットの未統合記録検索システム・紙台帳検索システムを使用し記録統合に至ったケース

北海道在住、85 歳女性。「年金記録再確認のお願い」ハガキを見て、娘さんの協力によりねんきんネットの未統合記録の持ち主検索機能でご自身の記録と思われる未統合記録があったことから、娘さんとともに年金事務所に来所された。

年金事務所で記録を確認したところ、2 事業所（計 9 月）の未統合記録が旧姓で記録されていたことが判明し、さらに紙台帳検索システムの氏名索引により、昭和 19 年～25 年の間の 1 事業所（71 月）が旧姓により記録されている判明し、現在受給中の老齢厚生年金約 23 万円が約 54 万円に増額となった。

(1) 市町村・福祉事務所での記録照会申出書等受付状況 (2月～8月分)

	受付件数
市町村 (申出書・パンフ)	246
福祉事務所 (申出書)	405
合計	651

(2) 年金事務所等への相談のきっかけ (2月～8月分)

年金記録確認の お願い (ハガキ)	ねんきんネット	パンフレット
223	8	5

「気になる年金記録、再確認キャンペーン」における年金記録回復の具体的事例

事例1

年金記録確認のお願い（ハガキ）を持参された例

東北地方在住、85歳女性。自宅に届いたハガキを見て年金事務所に相談。昭和19年～30年の紡績会社勤務の加入期間142ヶ月が、旧姓で記録されていることが見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約44万円が約135万円に増加した。

事例2

ねんきんネットで未統合記録があるとして来所された例

北海道在住、75歳男性。以前、戸籍の生年月日と親から言われていた生年月日が違っていたことを思い出し、「ねんきんネット」で検索したところ、該当すると思われる加入記録があると表示されたため、年金事務所に相談。昭和29年～31年にかけて、2ヶ所の商店での加入期間（合計19ヶ月）が見つかり、現在受給中の老齢厚生年金約97万円が約104万円に増加した。

事例3

受給者に依頼された家族が窓口に来所された例

東北地方在住、79歳女性。自宅に「年金加入期間確認のお願い」ハガキが届き、同居している長男に以前会社に勤めたことがあることを伝え、長男が年金事務所に相談。昭和25年4月～昭和25年8月の4ヶ月間、地元のバス会社での加入期間が見つかり、現在受給中の老齢基礎年金に厚生年金加入期間分、約15,000円が増加して支給されることとなった。